

新型コロナウイルス感染症について

保健福祉部（R2. 2. 25）

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況

	確定日	年代	性	居住地	症状経過	入院状況	濃厚接触者の状況
1	1/28	40代	女性	中国武漢市	全快	退院	2名特定 健康観察終了
2	2/14	50代	男性	札幌市	入院 治療中	入院中	43名特定し、健康 観察中
3	2/18	40代	男性	札幌市（単 身赴任者）	入院 治療中	入院中	26名特定し、健康 観察中。うち1名は No. 5の男性
4	2/19	60代	男性	渡島総合振 興局（七飯 町）	入院 治療中	入院中	69名特定し、健康 観察中。
5	2/19	40代	男性	札幌市	入院 治療中	入院中	No. 3の男性 それ以外は調査中
6	2/21	10代 未満	男性	上川総合振 興局（中富 良野町）	入院 治療中	入院中	<u>No. 7の男性</u> 調査中
7	2/21	10代	男性	上川総合振 興局（中富 良野町）	入院 治療中	入院中	<u>No. 6の男性</u> 調査中
8	2/21	40代	女性	石狩振興局 管内（千歳 市）	入院 治療中	入院中	<u>38名特定し、健康 観察中</u>
9	2/22	70代	女性	胆振総合振 興局管内	<u>入院 治療中</u>	<u>入院中</u>	<u>52名特定し、健康観 察中。No. 24の男性</u>
10	2/22	80代	男性	渡島総合振 興局管内	<u>入院 治療中</u>	<u>入院中</u>	<u>調査中</u>
11	2/22	70代	男性	上川総合振 興局管内 （旭川市）	<u>入院 治療中</u>	<u>入院中</u>	<u>調査中</u> <u>No. 20の女性</u>
12	2/22	50代	女性	渡島総合振 興局管内 （函館市）	<u>入院 治療中</u>	<u>入院中</u>	<u>調査中</u> <u>No. 4の男性</u>
13	2/22	60代	男性	渡島総合振 興局管内 （函館市）	<u>入院 治療中</u>	<u>入院中</u>	<u>調査中</u>
14	2/22	50代	女性	根室振興局 管内（根室 市）	<u>入院 治療中</u>	<u>入院中</u>	<u>23名特定し、健康観 察中。</u>

	確定日	年代	性	居住地	症状経過	入院状況	濃厚接触者の状況
15	2/22	10代	女性	胆振総合振興局管内	入院 治療中	入院中	No. 25の女性 調査中
16	2/22	50代	女性	石狩振興局管内（江別市）	入院 治療中	入院中	調査中
17	2/22	50代	男性	オホーツク総合振興局管内（北見市）	入院 治療中	入院中	No. 29の女性 調査中
18	2/22	70代	男性	札幌市	入院 治療中	入院中	No. 27の女性 調査中
19	2/23	30代	男性	上川総合振興局管内（旭川市）	入院 治療中	入院中	調査中
20	2/23	60代	女性	上川総合振興局管内（旭川市）	入院 治療中	入院中	No. 11の男性 調査中
21	2/23	20代	男性	上川総合振興局管内（美瑛町）	入院 治療中	入院中	調査中
22	2/23	70代	男性	上川総合振興局管内（愛別町）	入院 治療中	入院中	調査中
23	2/23	30代	女性	釧路総合振興局管内（釧路市）	入院 治療中	入院中	20名特定 健康観察中
24	2/23	80代	男性	胆振総合振興局管内	入院 治療中	入院中	No. 9の女性 調査中
25	2/23	40代	女性	胆振総合振興局管内	入院 治療中	入院中	No. 15の女性 調査中
26	2/23	20代	女性	石狩振興局管内	入院 治療中	入院中	調査中
27	2/24	70代	女性	札幌市	入院 治療中	入院中	No. 18の男性 調査中
28	2/24	50代	男性	札幌市	入院 治療中	入院中	調査中
29	2/24	20代	女性	オホーツク総合振興局管内	入院 治療中	入院中	No. 17の男性 調査中
30	2/24	50代	男性	石狩振興局管内	入院 治療中	入院中	調査中
31	2/25	60代	女性	札幌市	入院 治療中	入院中	No. 27の女性 調査中

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

2月24日までに確認されている患者は139名（※）

（※）その他16名の無症状病原体保有者が確認されている。

また、2月21日現在、クルーズ船に対する検疫により、634人について陽性確認。

(3) 検査の状況（2月25日12:00現在）

札幌市分を含め、170名のうち、陽性31名、陰性139名

2 国の対応

(1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）

(2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）

(3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）

(4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定

(5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。

(6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼

(7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加

(8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加

(9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。

(10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。

(11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。

(12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。

(13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表

(14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。

(15) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定

(16) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣。

3 道の対応（保健福祉部）

(1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。

(2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）

(3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起

(ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供

Q & A、休日夜間の電話対応開始

道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成

(イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。

- 1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
- 1月23日、観光関係団体等
- 1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
- 1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
- 2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）

（ウ）保健所等による相談対応

1月30日 休日・夜間の電話対応の開始

（4）1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

（5）関係会議の開催状況

1月23日 庁議

1月24日 緊急保健所長会議

1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催

1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催

1月31日 " 第2回本部会議開催

1月31日 緊急保健所長会議

2月 7日 感染症危機管理対策本部 第3回本部会議開催

2月14日 " 第4回本部会議開催

2月19日 " 第5回本部会議開催

2月21日 " 第6回本部会議開催

2月25日 " 第7回本部会議開催

（6）2月 7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備

（7）2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。＜5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班＞
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、
2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくようお願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- 発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- 罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- 一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- 感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握 (サーベイランス (発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める PCR 検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のための PCR 検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に依じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応について

〔令和2年(2020年)2月24日
北海道保健福祉部〕

- 道民の不安解消や今後の感染拡大を防止するため、各部からの応援を受け、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置し、全庁をあげて、道民の安全・安心を確保する。

◇ 組織

「保健福祉部長」を「チーム長」とし、対策の内容に応じて設置する次の各班を指揮し、感染症危機管理対策を推進するものとする。

【地下1階 危機管理センター】

◎ 班 長

班 (41)	業 務 内 容	班 員
総 括 班 (7)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 感染症拡大防止対策全体の総括 ■ 本部員会議等の企画・実施 ■ 市町村・国・議会などとの諸調整 ■ チーム内の連絡調整 ■ その他庁内調整 等 	◎ 保健福祉部次長 総務部危機対策局長 保健福祉部総務課長 ほか関係職員4名
広 報 班 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 報道対応 ■ 各種情報等の発信 ■ その他広報に係る総括 等 	◎ 総合政策部知事室次長 知事室広報広聴課長 ほか関係職員4名
医 療 体 制 班 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道医師会調整 ■ 診療体制、検査体制の整備 ■ その他感染症対策関連の体制整備に係る総括 ■ 道立衛生研究所との連携 ■ 外来の拡充に関すること ■ 資機材の確保 等 	◎ 保健福祉部地域医療推進局長 地域医療課長 地域医療課医療参事 医療業務課長 ほか関係職員6名 (公衆衛生医師配置)
保健活動班 (9)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 患者発生から終結までの対応 ■ 保健所との連携調整 ■ 疫学調査に関すること ■ 感染拡大防止に関すること ■ 検査に関すること 等 	◎ 保健福祉部技監 健康安全局地域保健課長 高齢者支援局高齢者保健福祉課医療参事 ほか関係職員6名 (公衆衛生医師・保健師配置)
保健医療WG ・保健所支援 ・技術的助言 ・保健師の応援派遣調整 等		
相 談 対 応 班 (9)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 帰国者・接触者相談センターの運営支援 ■ 道民の意識啓発・正しい知識の普及 ■ 相談対応 (一般相談含む。) 等 	◎ 保健福祉部技監 (兼) 健康安全局地域保健課がん対策等担当課長 ほか関係職員8名 (保健師配置)

※ 必要に応じ、「チーム長」が増員等の調整を行う。

厚生労働省による国立感染症研究所の専門家チームの派遣について

令和 2 年（2020 年）2 月 25 日
北海道感染症危機管理対策本部
新型コロナウイルス感染症対策チーム

本日、国立感染症研究所の専門家チームが道に派遣され、北海道感染症危機管理対策本部「新型コロナウイルス感染症対策チーム」において、感染症の専門・技術的見地から支援いただく。

1 趣旨

- 新型コロナウイルス感染症拡大への対応に際しては、地域の小規模な患者クラスター（集団）の発生を防ぐ感染拡大防止対策が流行の早期収束のため極めて重要であり、このクラスター対策を強力に進めるため、国ではクラスター対策班を設置。
- この対策班は、国内の感染症の専門家で構成され、クラスターが発生した自治体と連携して、①クラスター発生の早期探知、②専門家チームの派遣、③データの収集分析・対応策の検討等を行うこととされ、こうした中で、道が昨日（2月24日）、厚生労働省に行った要請に基づき、専門家チームが派遣されたもの（全国初）。

2 派遣者（3名）

国立感染症研究所

国際協力室 室長	磯貝 達裕 氏
感染症疫学センター第一室 主任研究官	島田 智恵 氏
実地疫学専門家養成コース	竹田 飛鳥 氏

3 派遣期間

令和 2 年 2 月 25 日（火）～当分の間

イベント等への対応方針

1 国の基本方針（令和2年2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

2 道の対応

- ① 国の方針を踏まえ、地域や企業に対し、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。
- ② 道が主催し、不特定多数の参加が見込まれるイベント等については、原則、中止又は延期する。なお、現時点において、中止する主なものは次のとおり。

イベント名	開催日	参加人数 (予定)	開催場所
「子どものためのコンサート」	2/29	80	三岸好太郎美術館
アスリートトークショー&プラス スポーツ体験会（北海道パラアス リート発掘プロジェクト）	3/1	100	とかちプラザ
北海道職員採用セミナー・説明会	3/1 3/7	820	3/1 昭和女子大学 （東京都） 3/7 道庁別館
始めよう！プラスチック・ スマート	3/10	150	ホテル札幌 ガーデンパレス
「第226回ミニ・リサイタル」	3/14	80～100	三岸好太郎美術館
北海道新幹線体験乗車会	3/20	150	青森市内 (JR函館北斗駅発着)
ネイパル思い出旅行プラン	3/26～29	120	ネイパル厚岸

教 健 体 第 9 6 2 号
令和2年(2020年)2月25日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

新型コロナウイルス感染症の対策に係る学校の対応について(通知)

このことについて、令和2年(2020年)2月19日付け教健体第947号「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」、同日付け教健体第948号「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」及び2月21日付け教職第2426号「新型コロナウイルス感染症に関する取扱い等について」に基づき対応していただいているところですが、これに加え、当分の間、次のとおり取り扱いますので、所管する学校に周知するなど、適切に対応してください。

また、毎日朝晩の検温を行うことについては、2月24日付けで知事とメッセージを发出了したところですが、この実効性を確保するための健康観察チェックシートの導入について検討しており、その取扱いについては別途通知します。

なお、臨時休業の実施については、2月25日施行予定の国の基本方針や文部科学省通知を踏まえ、別途通知します。

記

1 児童生徒等の取扱い

(1) 新型コロナウイルス感染症に罹患した者は、治癒するまでの間、学校保健安全法第19条に規定する出席停止の措置をとる。

(2) 次の(ア)又は(イ)までに掲げる者は、「学校保健安全法第19条に規定する出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。

(ア) 保健所から濃厚接触者として特定された者(濃厚接触者の可能性がある者を含む。)及びその家族は、指定された健康状態の観察が終了するまでの間あるいはそれに相当する期間

(イ) 発熱等の風邪の症状が見られる者は症状が見られなくなるまでの間(症状が4日(基礎疾患等がある者は2日)以上続く場合は、別添資料の「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。)

(3) (1)及び(2)に基づき出席停止の措置をとった場合などは、補充のための授業や家庭学習を課すなど、学習面で配慮すること。

2 教職員の取扱い

1の(1)及び(2)に該当する場合は勤務させないこととし、サービスの取扱いについては、別途通知する。

3 その他外部からの来校者の取扱い

保護者や委託事業者の従業員等で、学校に出入りする者のうち、1の(1)及び(2)に該当する場合は、校内への立入りを自粛するよう要請すること。

学校教育局健康・体育課学校保健・体育グループ
教職員局教職員課服務制度グループ
教職員局福利課健康管理グループ

教 高 第 2 3 3 8 号
令和2年(2020年)2月25日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
札幌市を除く市町村教育委員会教育長

北海道教育庁教育部長 平 野 正 明

新型コロナウイルス感染症の対策に係る卒業式の対応について(通知)

このことについて、令和2年2月19日付け教健体第947号「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」及び同948号「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」に基づき対応していただいているところですが、令和2年2月20日付け厚生労働省「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」において「屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが感染のリスクを高めるとされている」ことから、参考例を次のとおり示しますので、適切に対応するようお願いします。

また、各校の対応については、PTA役員や学校評議員等との話し合いを踏まえ、実施するようお願いします。市町村教育委員会においては、所管する学校に周知してください。

なお、今後の感染の状況によって、この対応が変更される場合があることを申し添えます。

記

- 1 卒業式に係る予行練習を取りやめ、卒業式当日のみ実施する。
- 2 卒業式当日の在校生による式典への参加を取りやめる。
- 3 卒業生の保護者に対しては、参加人数を極力抑えていただくことや、風邪等の症状がある方については参加を遠慮いただくよう要請する。
- 4 会場については、椅子の間隔を空けスペースを確保すること、場合によっては、保護者を別会場にすることなどの対応を検討する。
- 5 祝辞の割愛など式次第の内容を精選するとともに、式辞や送辞等を文書で配付するほか、卒業証書授与の方法を個別から代表児童生徒に授与するなど、卒業式全体の時間短縮に努める。

(学校教育局高校教育課)
(学校教育局義務教育課)
(学校教育局特別支援教育課)